

## 社外取締役への期待

6月に開催される3月期決算の上場会社株主総会では、社外取締役の選任決議を巡って、株主から厳しい目が向けられました。つまり、取引先出身者や取締役会への出席率が低い候補者に対して、反対票を投じるケースが目立ちました。

株主は、社外取締役という存在ではなく、その質を重視し始めたのです。

### 【会社議案に対する反対比率】

会社名	反対比率(%)
ロート製薬	43.2
パナソニック	41.3
三菱重工業	31.3
凸版印刷	30.5
大日本印刷	29.9
三菱電機	29.3
日立ハイテクノロジーズ	28.9

平成26年6月30日付で、経済産業省から『社外役員等に関するガイドライン』が公表されています。

本ガイドライン作成の趣旨を以下のように説明しています。

「我が国の上場会社が国内外から信頼を受ける良質なコーポレート・ガバナンスを確保するために求められる又は望まれる事項等を示した。」

目次は、次のとおりです。

1. 前文
  - 1.1 コーポレート・ガバナンスの基本原則
  - 1.2 本ガイドラインの趣旨
  - 1.3 検討経緯
2. 本ガイドライン
  - 2.1 本ガイドラインの対象
  - 2.2 企業の情報発信

- 3. 取締役会
  - 3.1 取締役会の役割
  - 3.2 取締役会の人選及び構成
  - 3.3 取締役会の運営
  - 3.4 株主との対話
- 4. 業務執行役員
  - 4.1 業務執行役員の役割
  - 4.2 業務執行役員の人選
  - 4.3 業務執行役員の報酬
- 5. 社外役員
  - 5.1 社外役員を含む非業務執行役員の役割
  - 5.2 社外役員を含む非業務執行役員の人選
  - 5.3 社外役員を含む非業務執行役員の報酬
  - 5.4 監査役会の役割
- 6. 社外役員を含む非業務執行役員のサポート体制
  - 6.1 情報の共有
  - 6.2 サポート・スタッフ
  - 6.3 費用の負担
  - 6.4 役員間の連携のための環境整備



当該ガイドラインは、上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの在り方に関して、実務上の参考指針になります。以下に重要と思われる箇所を抜粋します。

「取締役会に求められる役割(たとえば、監督に特化したモニタリング型か、業務執行の意思決定を中心的役割としたオペレーション型か、両者のハイブリッド型か等)に応じ、非業務役員の役割やこれを巡る企業内システムも変わるのであり、企業は、これらを整合的に検討・発信することが重要である。」

また、社外役員を含む非業務執行役員の役割では、「非業務執行役員は、取締役会に上程される事項に限らず、自らが知り得た情報の中に、違法性を疑わせる事業があれば、監査役を含めて他の非業務執行役員等と連携して、調査し、取締役会で意見を述べること等により、違法又は著しく不当な業務執行を防止すべきである。」と述べています。

そのためには、「非業務執行役員は、自らに期待された役割を十分理解した上で職務の執行に当たり、必要となる時間を十分に確保する」必要があります。

さらに、非業務執行役員の人選に当たって、「非業務執行役員に期待する役割を、非業務執行役員及び株主に対して明らかにすべきである。」としています。

**平成 26 年 6 月 20 日に、会社法の改正法案が可決・成立しました。**

改正法は近く公布され、平成 27 年春ごろには施行される見通しです。つまり、平成 27 年 6 月開催の定時株主総会では、改正法の規定が適用されることになるでしょう。

その改正内容の一つに「社外取締役を置いていない理由の開示の義務付け」があります。「監査役会設置会社」、「公開会社」、「大会社」、「有価証券報告書の提出会社」の 4 要件に該当する会社が社外取締役を設置していない場合には、“社外取締役を置くことが相当でない理由”の開示が必要になります。定時株主総会での説明と株主総会招集通知への記載が義務付けられる見通しです。

今回の会社法改正では、このように“**社外取締役の選任義務化**”は見送られました。

ただし、附則の第 25 条では、施行の 2 年後に社外取締役の選任状況等を勘案し、設置義務について検討する旨が明記されています。実質的には、延期されたという理解が正しいのだと思います。